

会議録

会議の名称	平成20年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	平成20年7月31日（木曜日）10時から11時50分まで
開催場所	田無庁舎4階第1委員会室
出席者	坂口市長 委員：横道委員長、吉田副委員長、浅尾委員、今井委員、岡田委員 加藤委員、鈴木（純）委員 事務局：尾崎企画部長、柴原企画政策課長、池澤財政課長 植竹企画部主幹、伊佐美企画政策課主査、掛谷企画政策課主任
議題	1 委員長及び副委員長の選出 2 委員会の運営方法等について 3 委員会のスケジュールについて 4 地域経営戦略プランについて 5 その他
会議資料の名称	1 行財政改革推進委員会委員名簿 2 行財政改革推進委員会事務局名簿 3 行財政改革推進本部名簿 4 市民参加条例の解説 5 行財政改革推進委員会会議傍聴要領 6 平成20年度行財政改革推進委員会スケジュール（案） 7 市民マップ（平成20年度版） 8 組織図（平成20年4月1日現在） 9 多摩地域データブック（平成19年版） 10 財政白書（平成18年度） 11 地域経営戦略プラン 12 地域経営戦略プラン中間の見直し（補正版） 13 地方公共団体における行政改革のための新たな指針（平成17年3月29日） 14 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日） 15 基本構想・基本計画 16 基本構想・基本計画（実施計画平成20～22年度）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

発言者名：
発言内容

《開会》

委嘱・委員等自己紹介

尾崎企画部長

定刻となりましたので、ただいまから、平成20年度第2回の行財政改革推進委員会を開催します。

今回は、本年度第2回目の委員会開催ですが、任期満了に伴う委員交代後の最初の委員会となります。委員長が選出されるまで、市長が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

坂口市長

委員長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。開会にあたり、私からごあいさつをさせていただきます。

《市長あいさつ》

それでは、委員の皆様方に、委嘱状を交付いたします。

《各委員に委嘱状を交付》

委員の皆様の中には、初めてお顔を合わせられる方もいらっしゃると思いますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

《着席順に自己紹介》

次に事務局から自己紹介させていただきます。

《企画部長以下自己紹介》

議題1 委員長及び副委員長の選出

坂口市長

議題1「委員長及び副委員長の選出」を行います。委員会条例の規定では、委員長は委員の互選により定めることとなっています。

どなたか立候補又は推薦される方いらっしゃいますか。

加藤委員

これまでのご経験から、引き続き横道委員に委員長をお願いしてはいかがでしょうか。

坂口市長

横道委員にお願いするとのご提案がありましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ご異議なしということで、横道委員に委員長をお願いしたいと思います。

委員長から一言ごあいさつをお願いします。

《横道委員長あいさつ》

坂口市長

委員長が決まりましたので、ここで議事進行役を交代いたします。

事務局

恐縮ですが、市長は別の公務の都合上、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

横道委員長

これより、私の方で議事を進めさせていただきます。

次に、副委員長の選出に移ります。副委員長の選出を委員の皆さんの互選でお願いしたいと思いますが、推薦等ございますでしょうか。

ご推薦等ないようですので、委員長に一任という形でもよいでしょうか。

《異議なし》

それでは、吉田委員に副委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ご異議がないようですので、吉田委員に副委員長をお願いしたいと思います。一言ごあいさつをお願いします。

《副委員長あいさつ》

議題2 委員会の運営方法等について

横道委員長：

委員会の運営方法について討議する前に、本委員会の目的、所掌事項及び行革の推進体制全般について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料11に沿って説明》

横道委員長

ただいまの事務局説明について、何かご質問等ございますか。

今井委員

この委員会と市議会との関係は、どのようになっているのですか。

事務局

本委員会は、条例により市長の諮問機関として設置しています。議会と直接の関係はありませんが、本委員会からの答申内容に基づき市長が予算案を調製・上程し、議会で審議するかたちになります。

今井委員

この委員会の最終的なアウトプットは、どの点にあるのですか。単に予算額を削減すればよいのでしょうか。

第1次行革の効果が約19億円ということですが、効果額としては少なすぎると思っています。他にもやり方があったのではないのでしょうか。

事務局

条例に規定する目的や所掌事項に基づき、行財政改革の推進に関する重要事項について市長が諮問をしますので、その事項について調査審議をお願いすることとなります。今年度の本委員会の検討事項やスケジュールについては、後ほど資料に基づいてご説明します。

横道委員長

次に、会議の運営方法について諮りたいと思います。
会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料4に沿って説明》

横道委員長

市民参加条例第8条に附属機関等の会議の公開に関する規定があります。この規定により、不開示情報を審議する場合と当委員会において円滑な審議に支障があるとして非公開と決議する場合以外は、原則公開ということによろしいのでしょうか。

《異議なし》

それでは、そのように決定します。

次に、傍聴要領について事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料5に沿って説明》

横道委員長

傍聴の手續につきましては、現行傍聴要領の定めるところにより実施することでご異議ございませんか。

《異議なし》

それでは、そのように決定します。

次に、会議録について事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料4に沿って説明》

横道委員長

会議録の作成と公開については、「市民参加条例」と「市民参加条例施行規則」に定

められているので、基本的にはこれで良いと思います。

施行規則により、会議録の作成方法について適切な方法を選択するということですので、どの方法により会議録を作成するかについてご意見をいただきたいと思います。

今井委員

「発言者毎の要点記録」は、会議の流れが把握できるものですか。

横道委員長

議論の流れも把握でき、また読む側にも分かりやすいので、「発言者毎の要点記録」がよいと思います。後で各委員に確認するとき、A委員やB委員ということだと確認が難しいので、発言者名も入れた方がよいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、そのように決定します。

議題3 委員会のスケジュールについて

横道委員長

それでは次に、本委員会で議論する内容や今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料6に沿って説明》

横道委員長

事務局から、この委員会の検討事項や今後のスケジュール概要について説明がありました。いかがでしょうか。

今井委員

施策評価の制度設計とは、どういうことをするのですか。

他の自治体では行政仕分けを行っているが、それも含まれているのですか。

事務局

行政仕分けとは異なります。市では、行政評価として個々の事務事業に対する評価を行っていますが、これは一番小さい単位に対する評価です。平成18～20年度の3年間で約450の事務事業評価が完了することから、平成21年度からは事務事業より大きな単位である施策レベルに対する評価を行う予定です。これは、大きな視点で事業の優先順位をつけ、必要な事業に優先的に財源を振り分けるというものであり、行政評価としては次の段階に進んでいくものです。制度の枠組みについては、現在庁内で検討中です。

今井委員

簡単に「評価」といっても、どのように評価を行い、またその結果をどのように反映させていくのかなど、非常に難しいことであると思います。

横道委員長

ご指摘のとおり、施策評価を実施する以上は「評価のための評価」にならないようにしなければなりません。本委員会でも、具体的な効果が出るような制度にするため、意見することが必要だと考えています。

加藤委員

他の自治体でも施策評価を実施していますが、非常に手間と時間がかかるわりに効果が見えにくいということがありました。

今井委員

何となく結果が見えるような気がします。もっと違う観点も必要ではないでしょうか。

横道委員長

本委員会の大きな所掌事項として、第3次行財政改革大綱の検討があります。その際には、ただいまのご意見も必要な視点であると思います。

鈴木（純）委員

事務事業評価について、委員の作業としては具体的にどのようなことがありますか。

事務局

実際の評価作業は、庁内の組織で行います。この委員会にその結果を示し、第三者の立場・市民の立場でのご意見をいただきたいと考えています。

横道委員長

まずは、行政評価のしくみが有効に機能しているかという点について確認し、評価内容で大きな事項がある場合には、個別に意見することになります。

議題4 地域経営戦略プランについて

横道委員長

今後の会議で検討を行うに当たり、今回はまず現行の第2次行財政改革大綱「地域戦略プラン」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《資料 11～12に沿って説明》

横道委員長

それでは、ご質問がありましたらお願いします。

今井委員

平成19年度決算ベースの経常収支比率はまだ出ていないと思いますが、その検証も必要であると思います。

指標については、地方公共団体財政健全化法に基づく4つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）も必要ではないでしょうか。また、現

在の各指標は、市民にとって分かりにくいものであると思います。近隣自治体で財政力指数が1を下回っているのは西東京市だけであることもあるので、財政面の危機的状況を示すには、そのあたりの数値も有効ではないでしょうか。

横道委員長

ご意見のとおり、地方公共団体財政健全化法が来年度から本格的に施行されることでもありますので、今後の第3次行財政改革大綱の検討に当たっては、ご意見ありました視点も必要であると思います。

事務局

平成19年度決算について、東京都の検収を受けたところであり、まだ確定していません。検収時点での経常収支比率は90.8パーセントでしたが、若干変動することがあります。

地方公共団体財政健全化法については、財政健全化計画の義務付け規定が適用されるのは来年度からとなりますが、4つの指標は平成19年度決算から公表することとなっていますので、9月議会で報告する予定です。

各指標の数値についても、確定した段階で本委員会に報告させていただきます。

議題5 その他

横道委員長

その他として、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

《会議の日程について》

今後の会議については、資料6のスケジュールに沿って開催する予定です。次回は9月の後半を予定していますので、今後調整させていただきます。

《閉会》